

事業名：腎臓障害者通院費補助事業



Q1 この仕事は、誰のために、何をしていますか？

腎臓機能障害により、身体障害者手帳の交付を受けた人で、人工透析治療が必要になった場合、医療機関へ定期的に通院を継続しなければならず、欠かすことの出来ない治療のため、対象者によっては、その通院への交通費が、経済的に大きな負担となります。経済的な理由により、治療を欠くことが無いよう、交通費を補助するものです。



Q2 この仕事に、私たちの税金がどのように使われていますか？

人工透析治療の必要な人が、通院に要する交通費の一部を補助しています。その補助額として、年間約 150 万円の税金が使われています。補助額は距離に応じて、額が決まっており、2kmまでは、500円/月額、2km～10kmまでは、1,000円/月額、10km以上は、2,000円/月額となっています。



Q3 この仕事が行われることによるメリットは？

経済的な理由により、治療を欠くことが無いよう、交通費を補助することで援護と福祉の向上を図り、市民が安心して暮らせるようにするものです。



Q4 この仕事はいつから始まり、また、見直しなどを行いましたか？

平成 20 年 4 月から実施され、平成 30 年度までは、一律月額 2,000 円を補助していましたが、平成 31 年度から、他の事業の対象となっていない者であることと距離に応じた補助額へ見直しがされました。



事業シート（概要説明書）

予算事業名	腎臓障害者通院費補助事業			事業開始年度	平成20年度								
上位施策事業名	4-3-2 障害者福祉の充実			担当局・部名	保健福祉部								
根拠法令等	三河市腎臓機能障害者通院交通費補助金要綱			担当課・係名	社会福祉課								
事務区分	<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務			作成責任者	吉永公彦								
実施の背景	腎臓機能の低下により、人工透析治療が必要となった場合、一般的には週3回、治療時間は4時間程度の通院をすることになります。日常生活において、今までと同じ生活を送ることは難しくなり、就労が困難になる場合等、不便さが増え、生活が制限されます。よって、対象者の経済的負担は大きくなる傾向にあります。												
目的 (何をどうしたいのか)	人工透析は定期的な医療機関への通院を継続しなければならず、対象者にとって欠かすことは出来ない治療のため、通院の交通費が対象者の状況によっては、大きな経済的負担となります。人工透析は、生命の維持に欠かすことのできないものであり、経済的な理由により、治療を欠くことが無いよう、交通費を補助するものです。												
事業概要	対象 (誰・何を対象に)	腎臓機能障害の身体障害手帳の交付を受け、血液透析療法を受けるために通院をしている市民で、規定する所得額を超えていないかつ他制度等の交通費の支給を受けていない者				対象者数（全住民に対する割合） 166 人 (0.18 %)							
	実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施											
		<input type="checkbox"/> 業務委託 又は <input type="checkbox"/> 指定管理（委託先又は指定管理者：）											
		<input type="checkbox"/> 補助金〔直接・間接〕（補助先： 実施主体：）											
		<input type="checkbox"/> 貸付（貸付先：） <input type="checkbox"/> その他（）											
	事業内容 (手段、手法など)	事業内容（箇条書き）		事業費		活動指標							
		自宅から医療機関までの距離に応じた交通費の補助		1,312	千円	補助対象者数							
					千円								
					千円								
					千円								
関連事業 (同一目的事業等)	障害者優待乗車証交付事業、障害者優待乗船券交付事業、自動車税の減免、旅客運賃の割引、県内タクシーの割引、有料道路通行料金の割引												
コスト	令和4年度（予算）		令和3年度（決算見込み）		令和2年度（決算）		平成31年度（決算）						
	事業費合計		1,674	千円	1,312	千円	1,497	千円	1,411	千円			
	事業費内訳 (令和3年度分)		自宅から病院までの距離		月額	年額	人数						
			2Km未満		500円	6,000円	22人						
			2km以上10km未満		1,000円	12,000円	48人						
			10km以上		2,000円	24,000円	45人						
	人件費	担当正職員	0.05	人	300	千円	0.05	人	300	千円	0.05	人	300
臨時職員等			人	0	千円		人	0	千円		人	0	千円
人件費合計		0.05	人	300	千円	0.05	人	300	千円	0.05	人	300	千円
総事業費		1,974	千円	1,612	千円	1,797	千円	1,711	千円				
財源内訳	国県支出金			千円		千円		千円		千円			
	国県支出金の内容												
	地方債			千円		千円		千円		千円			
	その他特財			千円		千円		千円		千円			
	その他特財の内容												
一般財源		1,974	千円	1,612	千円	1,797	千円	1,711	千円				
財源合計		1,974	千円	1,612	千円	1,797	千円	1,711	千円				

事業シート（概要説明書）

予算事業名		腎臓障害者通院費補助事業			事業開始年度	平成20年度		
事業実績	活動実績	【活動指標名】（実績値/目標値）			単位	令和3年度	令和2年度	平成31年度
		交通費補助した通院者数			人	115/115	128/156	151/166
						/	/	/
						/	/	/
	単位当たりコスト	総事業費	/	補助対象者数	千円	14	14	11
事業成果	成果目標 （指標設定理由等）	人工透析は生命維持に継続しなければならない大切な治療であり、経済的な理由で治療を欠かすことが無いよう、通院にかかる交通費の一部を補助し、必要な医療を欠かさず受けていただくことを目標としています。						
	成果 （目標達成状況）	【成果指標名】（実績値/目標値）			単位	令和3年度	令和2年度	平成31年度
		事業対象者への助成実施率			%	100	82	91
						/	/	/
事業の自己評価 （今後の事業の方向性、課題等）		平成30年度までは、一律月額2,000円を補助しており、対象者は162人、決算額は3,772千円であった。平成31年度から事業の見直しを行い、他の事業の対象となっていない者であることと距離に応じた補助額へ見直しを行った。その結果、平成31年度は、対象者151人、決算額1,412千円となった。また、実際に人工透析治療を行っている者の把握はしていないため、本人の申請により把握し、所得制限等の基準に該当すれば、決定していることから、助成実施率は、申請者のうち基準に該当する者であり、実施率としては100%となる。現在、当事者団体や福祉事業関係者等で構成する地域自立支援協議会に社会資源開発専門部会を設置し、意見を聞きながら、障害者の移動にかかる実態や必要とする支援を研究し、新たにタクシー利用助成することにより、生活負担を軽減する事業を検討しており、その対象者や助成額を設定する中で、既存事業である「障害者優待乗車証」や「腎臓障害者通院費補助」等も含め、障害のある人の移動支援全体を整理し、当事者にとってメリットのある事業に見直す必要があると考えている。						
比較参考値 （他自治体での類似事業の例など）		<p>1 他自治体での腎臓交通費の助成 呉市、36,000円/年上限1人当たり、東広島市 80,000円/年上限1人当たり、福山市 30,000円/年上限1人当たり、竹原市 47,520円/年上限1人当たり、その他、透析通院者を含めたタクシーやバス等の公共交通機関の助成制度は、県内各市町にて実施している。※三原市 24,000円/年上限1人当たり</p> <p>2 腎臓機能障害が原因による身体手帳交付者数 令和4年4月1日現在において、302人（内訳※ 1級 206人、2級 6人、3級 86人、4級 5人）最重度の1級の手帳所持者に透析治療者が多いが、必ずしも透析治療を行っているものではない。※内訳は、代表障害が腎臓機能で、等級は複合障害による総合等級によるもの</p> <p>3 対象要件にある所得基準は、「重度心身障害者医療費助成制度」の所得制限基準を適用している。所得から所得控除対象を除いた金額が基準額となるため、個々の所得控除により差があるが、例えば単身で所得が250万円、社会保険料控除が50万円、特別障害者控除が43万円の場合だと157万円となり、基準額169万円以下となり該当します。配偶者等に扶養されている場合は、配偶者所得が650万円、社会保険料控除一律8万円を除いて、642万円となり、653万円以下なので該当となります。</p>						
特記事項								

腎臓機能障害者通院交通費補助事業について

◆ 事業の目的 ◆

腎臓機能障害により、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院をしている方に対して、通院にかかる交通費を補助するものです。

◆ 対象者 ◆

三原市内に住民票があり、腎臓機能障害の身体障害者手帳をお持ちの方で、人工透析（血液透析療法）を受けるために通院をしている方。

※ただし、所得制限（重度医療の所得基準に基づく）があります。

※通院先は、市内外を問いません。

※入院中は、支給の対象外です。

※医療機関の無料送迎サービスを利用している場合は、支給対象外です。

◆ 助成内容 ◆

自宅から医療機関までの距離が2キロ未満 月額500円

自宅から医療機関までの距離が2キロ～10キロ未満 月額1,000円

自宅から医療機関までの距離が10キロ以上 月額2,000円

◆ 申請方法 ◆

①申請 《申請窓口：三原市社会福祉課または各支所》

※補助金の支給開始月は、申請した日の属する月からです。

《申請に必要なもの》

- ・申請書（通院している医療機関の証明を受けたもの）
※用紙は、三原市社会福祉課または各支所にあります。
- ・身体障害者手帳
- ・印鑑
- ・重度心身障害者医療費受給者証（お持ちの方）

②決定 申請書類審査後、支給対象となる場合は、申請者に決定通知書を送付します。
（決定通知書に、実績報告書と請求書等、必要な書類等を同封します）

③実績報告 《実績報告書・請求書の提出先：三原市社会福祉課または各支所》

請求 ※4月、8月、12月にそれぞれ前月分までの4ヶ月分をまとめて請求して下さい。

《実績報告・請求に必要なもの》

- ・実績報告書（病院の証明がない場合は領収書添付）
- ・請求書
- ・印鑑
- ・請求者の通帳 ※支払い口座登録のために必要です。

◆ その他 ◆

4ヶ月ごとに申請書を提出していただきます。

お問い合わせ先

三原市 社会福祉課 社会福祉係

723-8601 三原市港町三丁目5番1号

TEL (0848) 67-6058

FAX (0848) 64-2130

重度心身障害者医療費助成制度の所得制限について

本人又は扶養義務者、配偶者に一定以上の所得がある場合は対象となりません。

① 本人の所得制限

国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第 32 条第 11 項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 53 号)による改正前の国民年金法施行令第 6 条の 4 に規定する額

扶養親族等の数	基準額
0 人	1, 695, 000円
1 人	2, 075, 000円
2 人	2, 455, 000円
3 人	2, 835, 000円
※扶養親族が 1 人増すごとに 380,000 円を加算	
※扶養親族中に老人控除対象配偶者、老人扶養親族が含まれる場合・・・1 人につき 100,000 円を加算	
※扶養親族中に特定扶養親族が含まれる場合・・・1 人につき 250,000 円を加算	

② 扶養義務者等の所得制限

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和 50 年政令第 207 号)第 2 条第 2 項に規定する額

扶養親族等の数	基準額
0 人	6, 287, 000円
1 人	6, 536, 000円
2 人	6, 749, 000円
3 人	6, 962, 000円
※扶養親族が 1 人増すごとに 213,000 円を加算	
※扶養親族中に老人扶養親族が含まれる場合・・・1 人につき 60,000 円を加算(扶養親族すべてが老人扶養親族の場合、そのうち 1 人を除いた人数で加算する。)	

所得金額および控除対象

本人		扶養義務者	
老齢福祉年金の所得金額	控除対象	特別児童扶養手当の所得金額	控除対象
<ul style="list-style-type: none"> ● 総所得金額 ● 退職者所得金額 ● 山林所得金額 ● 土地等に係る事業所得等の金額 ● 長期譲渡所得金額 ● 短期譲渡所得金額 ● 先物取引にかかる雑所得等の金額 ● 条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者控除 ● 特別障害者控除 ● 寡婦、寡夫、勤労学生控除 ● 特別寡婦控除 ● 配偶者特別控除 ● 雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除 ● 肉牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例 ● 社会保険料(実費) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 総所得金額 ● 退職者所得金額 ● 山林所得金額 ● 土地等に係る事業所得等の金額 ● 長期譲渡所得金額 ● 短期譲渡所得金額 ● 先物取引にかかる雑所得等の金額 ● 条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額 	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害者控除 ● 特別障害者控除 ● 寡婦、寡夫、勤労学生控除 ● 特別寡婦控除 ● 配偶者特別控除 ● 雑損、医療費、小規模共済等掛金控除 ● 肉牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例 ● 80,000 円(社会保険料相当額として控除)

※「総所得金額」=利子所得+配当所得+不動産所得+事業所得+給与所得+譲渡所得+一時所得+雑所得(給与所得=給与等収入金額-給与所得控除額)

※ 公共事業による土地収用については、特別控除前の額が所得額となります。

三原市腎臓機能障害者通院交通費補助金支給要綱

平成20年3月31日

要綱第41号

(目的)

第1条 この要綱は、腎臓機能障害により血液透析療法を必要とする者が、その治療のため、医療機関への通院に要する交通費に対し、腎臓機能障害者通院交通費補助金（以下「補助金」という。）を支給することについて、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって腎臓機能障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 補助金を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に居住し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により腎臓機能障害の身体障害者手帳の交付を受けた者
- (2) 血液透析療法を受けるために医療機関に通院している者
- (3) 三原市重度心身障害者医療費支給条例（平成17年三原市条例第161号）第3条の2第3項各号に規定する所得額を超えない者
- (4) 他の法令の規定等により通院にかかる交通費を支給されない者

(補助金の額)

第3条 補助金は、血液透析療法を受けるために医療機関に通院した場合に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を支給する。

- (1) 自宅から医療機関までの距離が2キロメートル未満 月額500円
- (2) 自宅から医療機関までの距離が2キロメートル以上10キロメートル未満 月額1,000円
- (3) 自宅から医療機関までの距離が10キロメートル以上 月額2,000円

(申請)

第4条 補助金の支給を受けようとする者は、腎臓機能障害者通院交通費補助金支給申請書（様式第1号）により市長に申請するものとする。

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその審査を行い、補助金の支給を決定したときは、申請者に対し、腎臓機能障害者通院交通費補助

金支給決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第6条 前条の規定による補助金の支給決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、腎臓機能障害者通院交通費補助金請求書（様式第3号）により市長に請求するものとする。

2 受給者は毎年4月、8月及び12月に補助金の請求を行い、それぞれ前月分までを請求対象とする。

(補助金の支給対象期間)

第7条 補助金の支給の対象となる期間は、第4条の規定による申請書を受理した日の属する月から受給資格を喪失した日が属する月までとする。

(受給資格の喪失)

第8条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の受給資格を喪失するものとする。

- (1) 受給者が死亡したとき。
- (2) 受給者が市外へ住所を移したとき。
- (3) 受給者が血液透析療法を必要としなくなったとき。

2 前項各号に規定する要件に該当する場合は、腎臓機能障害者通院交通費補助金資格喪失届出書（様式第4号）により、市長に届け出なければならない。

(不正利得の返還)

第9条 市長は、受給者が偽りその他不正な手段により補助金の支給を受けたときは、その全額又は一部を返還させることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 補助金を受けようとする者がこの要綱の施行の日に第2条に該当し、かつ平成20年4月2日から平成20年7月31日までに第4条の申請を行った場合には、平成20年4月1日に申請があったものとみなす。

年 月 日

附 則（平成 27 年 12 月 28 日三原市要綱第 112 号）

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 20 日三原市要綱第 11 号）

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

三 原 市 長 様

申請者 住所

氏名

電話番号

㊞

腎臓機能障害者通院交通費補助金支給申請書

腎臓機能障害者通院交通費補助金の支給について、次のとおり申請をします。
 なお、必要に応じて私の世帯の税情報等について調査することに同意します。

支給を受けようとする者	個人番号											性別	男・女
	氏名												
	生年月日	明治 昭和	大正 平成	年	月	日生							
	住所												
	身体障害者手帳 の所有状況	手帳番号	第 号			等級	級						
		障害名											
	重度心身障害者医療費受給者証 交付の有無	有 ・ 無											
通院の状況等	血液透析にかかる通院回数 週 回												

医療機関証明書

上記の者は、当医療機関において、腎臓機能障害のため血液透析の治療を受けていることを証明します。

年 月 日

医療機関名

担当医師氏名

㊞

年 月 日

様

三原市長

腎臓機能障害者通院交通費補助金支給決定通知書

年 月 日付けで申請のありました腎臓機能障害者通院交通費補助金の支給については、次のとおり決定しましたので通知します。

- 1 受給者氏名
- 2 支給金額 月額 円
- 3 支給開始月 年 月分から

《注意事項》

- 1 通院交通費補助金は、血液透析療法を受けるために医療機関に通院した場合に支給します。
- 2 通院交通費補助金は、腎臓機能障害者通院交通費補助金請求書（様式第3号）により、次の表の請求月に支給対象月4ヶ月分をまとめて請求してください。

支給対象月	請求月
12月～3月	4月
4月～7月	8月
8月～11月	12月

- 3 通院交通費補助金は、指定された口座に振り込みます。
- 4 次のいずれかに該当するときは、通院交通費補助金の受給資格を喪失しますので、腎臓機能障害者通院交通費補助金資格喪失届出書（様式第4号）により、届け出てください。
 - (1) 受給者が死亡したとき。
 - (2) 受給者が三原市外へ居住地を移したとき。
 - (3) 受給者が血液透析療法を必要としなくなったとき。

問い合わせ先

腎臓機能障害者通院交通費補助金請求書

受給者氏名	
医療機関名	
請求対象月	年 月分 ～ 年 月分
請求金額	円
上記のとおり、請求します。 年 月 日 三原市長様 申請者 住所 氏名 印	

注1 以下の通院状況報告欄に記入の上、領収書を添付してください。

通院状況報告欄		
年 月	通院あり・通院なし	※ 該当するものに○をしてください。
年 月	通院あり・通院なし	
年 月	通院あり・通院なし	
年 月	通院あり・通院なし	

※領収書の添付は、一ヶ月につき1枚で構いません。

年 月 日

三 原 市 長 様

届出者 住所
氏名

印

腎臓機能障害者通院交通費補助金資格喪失届出書

次のとおり資格喪失したので、届け出ます。

受給者氏名	
受給者の住所	
受給資格がなくなった理由	1 死亡した。 2 市外へ転出した。 3 受給者が血液透析療法を必要としなくなった。
上記の理由が発生した日	年 月 日

関連事業資料

1 行政によるもの
(1)障害者優待乗船券交付事業 船無料券 236 枚/年 対象者：鷺浦町在住の身体1種，療育，精神
(2)障害者優待乗車証交付事業 市内のバス無料券（本人及び介護者1名）対象者：身体1種，療育，精神
(3)自動車税の減免 障害手帳の等級等により，本人が運転する場合や介護者が運転する場合の自動車税の減免
2 民間によるもの
(1)公共交通機関の利用料割引 各公共交通機関の実施 JR，航空機，船舶，バス等，障害程度により割引
(2)県内タクシー1割引 県内のタクシー協会が実施 手帳の提示により1割引（精神障害者福祉手帳を除く）
(3)有料道路通行料金の割引 有料道路の事業者が実施，障害手帳の等級等により，本人が運転する場合や介護者が運転する場合の通行料の割引(精神障害者福祉手帳を除く)

